

監査の結果をお知らせします

法令および年間監査計画に基づき、監査を行いましたので結果をお知らせします。

監査委員

八幡 伸弥 菊地 英雄

指定管理者監査

○地方自治法第199条第7項の規定による監査

対象：まほろば・童話の里「浜田広介記念館」

指定管理者 公益財団法人 浜田広介記念館

〃 所 管 課 社会教育課

○監査の期間

令和6年10月1日～12月20日まで

(令和6年11月29日に現地監査を実施)

○監査の範囲

- ・令和5年度指定管理者が行った業務に関する出納その他の事務の執行
- ・施設及び備品等の管理状況

○監査の主眼及び手続

監査にあたっては、監査実施計画に定めた着眼点に基づき適正に行われているかどうかを主眼に、所管課及び指定管理者から関係書類の提出を求め、現地視察と書類審査並びに関係職員から説明と聴取を求め実施した。

○監査の結果

(1) 所管課:社会教育課

- ① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。 — 適正
- ② 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 — 適正
ただ、協定書内の表現について、もっとわかりやすくすることを検討してほしい。
- ③ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。 — 適正
- ④ 指定管理者が行う業務の履行確認は適切に行われているか。 — おおむね適切
- ⑤ 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。 — おおむね適正



（２） 指定管理者：浜田広介記念館

- ① 施設は関係法令の定めるところにより善良な管理者の注意をもって管理されているか。
－ よく管理されていた。
- ② 協定等に基づく業務の履行は適切に行われているか。 － 適切
- ③ 利用料金の収納は適正に行われているか。 － 適正
- ④ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。 － 適正
- ⑤ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書等の整備、保存は適正になされているか。 － 適正
- ⑥ 利用促進のための努力はなされているか。
－ 利用者拡大に向けた様々な工夫や各種イベントの取組みを行い、施設内の展示品にも工夫を施しながら整理整頓がされており、入館者に喜ばれるようよく努力されていた。

○監査意見

当施設の入館者数は、平成１４年のひろすけホール完成により一時的に増加が見られたものの、その後も年々減少傾向が続いてきている。ここ数年はコロナ禍の影響や少子化等により、更に厳しい状況となっていた。

しかし、新型コロナウイルス感染症が５類に移行し、徐々にではあるが入館者数は増加傾向にある。

今後は、子どもだけでなく広く大人も楽しめるような施設の運営、町内外との連携や交流等により、来館者が増えてくるものと期待をするところである。

当施設は、開館して３５年が経過し、施設や設備等の老朽化が進んでおり、修繕等については今までも町や指定管理者が積極的に対応してきたところであるが、経年劣化が原因の修繕が増えている現状となっており、今後は大規模修繕に向けた計画策定の検討も必要であると思われる。

今後とも、様々な課題を抱えている中で、必要に応じて、町と指定管理者の双方で十分な協議を行いながら、入館者に喜ばれるような施設運営を図ってほしいものである。

